

櫛ヶ浜浦年寄役中野家文書を読む・其の二 浦役人の退き際

会員 竹 島 美 雅

はじめに

中野家文書については会誌第一九号に紹介した通りであるが、引き続き徳山郷土史会古文書解説会会員の協力を得て解説が進み、今年度中に約六五点の解説完了見込みとなつた。

浦役人の内には、①老足を理由に御役御免を願い出、手を尽くしてその実現を図つたが、死ぬまで果たせなかつた者 ②内証疲を理由に起請文まで書いて願い出、望みを果たした者 ③職務怠慢で組中の出入りによりその罪を問われて罷免された者等がいる。

以上、これら浦役人の交替時に関する文書の中から特に興味深い二件の文書を選び、櫛ヶ浜の歴史を考察

してみたい。

一 御役御免を果たせなかつた浦年寄

中野清兵衛

元禄初期から数々の功績を挙げ、その名声も高かつた浦年寄中野清兵衛も歳には勝てず、給領主宍戸家老中宛に辞職願書を提出した。しかし、容易には裁可されなかつたので、かゝって花岡代官所勤務時代から昵懇の間柄であった岩崎理右衛門に書状をもつて、辞職促進方を依頼した。その数は四通に及んだが、その都度理右衛門から返事があつた。次に掲げるのは、その最後の文書である。

返書の主旨は、清兵衛の期待に反するもので、清兵衛に退かれては、柳ヶ浜浦中の治まりが大変悪くなるから、このことを宍戸家の老中全員によく話し、辞めさせない様にと説得したところ、老中から早々に花岡代官へも、そのことを話してくれとのことであったから、清兵衛の再考を促すものであった。

清兵衛は生涯御役御免を果たせなかつた。

先ず、この文書に登場する人物について説明し、本文に記載されていない年代を推定し、原文を掲げ、

○なぜ、御役御免を許されなかつたか。

○御役御免を願い出た本当の理由は、何だつたか。
を検討してみたい。

☆ 登場人物について

丹波様 宮戸家領主就延

延宝四年（一六七六）—享保七年（一七二二）

周田 周田八郎右衛門

宝永三年（一七〇六）七月—同五年七月

花岡代官

佐藤半左衛門（他の文書による）の下役
享保九年（一七二四）熊毛代官
岩崎理右衛門
享保三年七月—同九年一月・一〇年二月
熊毛代官

享保九年 郡用方郡奉行

☆ 年代の推定

他の文書に「佐藤方周田」とあること。清兵衛死後
倅小十郎が後役に任命されたのが、宝永七年（一七一〇）であることから、前記、周田の花岡代官勤務期間
の宝永三年から五年の間と推定される。

この年代の推定が、清兵衛が辞めさせられなかつた
事情を解明する重要な鍵となる。

☆ 岩崎理右衛門の中野清兵衛宛書状 卷紙
中野清兵衛殿（巻紙の宛書）

御状相達、令披見候、
弥以其元御無事之由→拙者事、無別条

相勤申候、御手前儀、
先頃申入之様ニ、
丹波様御手先之
御領分ニ而御座候所ニ
御手前はたらき
を以、徳山御領内
扱又、公儀御用等
首尾能被相調に
付、ひとへニ御手前
心遣を以、浦中も
為能參掛候所ニ、
はや老足被仕候ニ付、
御役目之理りなど
被申出候、御手前儀、
其元役目など
替被申候而ハ、浦中之
為も悪敷相成
申ニ付、可有之候

代官殿へも、周田方へ
も御頼有之様ニと、
御老中へ不残、
右之通申聞候
所ニ、早々代官殿へも
相頼可被申之由
被申候、近年濱ら
御役船等差出
申節、段々心遣
苦勞仕候へ共、左様
之時分も御役人る
褒美なども無之
由、其外前々之
のけてほしき
物ニ而候、併、さして
行暮たる歳ニ而も
無之候間、隨分
氣色保養專ニ存候、
此中、周田方へも
代官殿へも内意

可申達候、御手前
儀、御役目など替
被申候者、草臥など
出可申様ニ被存、近年
二三年も相対不
申候故、なつかしく
存候、役儀とく
替り申度之由、
老足とは左様
可有之儀ニ候、御手前
儀、歳ヲ十ほど
（行間尚々書）
尚々、爰元珍敷
このわた被差越、
いつもながら
過分ニ存候、拙者事も
一両日中に才判所へ
罷出候ニ付、殊之外
申談候所ニ、御手前、
取紛れ申候間、

早々如此候、

何と存しとも、遠方

之御役所罷居候故、

不任心底候、又々、

丹波様御家老中へゝ

岩崎理右衛門

二月四日

(花押)

申聞候、

能々御手前之儀

能々相頼申候間、

左様可被相心得候、

□々木七右方へも

浦に返還してくれと願い出た「申上御理の事」の中に

ある。

(1) 辞めさせられなかつた理由

文中に「御手前はたらきをもつて、徳山御領内、さて又公儀御用等首尾よく相整えられるに付き、ひとへに御手前の心遣を以、浦中も為よく参り掛り候」とあり、公儀（萩本藩）御用より、徳山御領内との関係が先に挙げられている。このことを考えてみたい。

先にこの書状の発信年代を宝永三年から五年の間と推定したが、その僅か前の宝永元年、徳山との関係で櫛ヶ浜中を騒がせる大事件が起こった。この事件を首尾よく収めた清兵衛の功績が、高く評価されたのであ

る。そのことは、徳山藩改易直後の享保元年一月櫛ヶ浜役人が本藩に提出した相嶋（大島）山を櫛ヶ浜浦に返還してくれと願い出た「申上御理の事」の中にある。

徳山領相嶋山の内に弁財天の社があつた。その下の海辺が櫛ヶ浜との境であつたが、その社のお祭りは櫛ヶ浜の者が執り行い、社の建替も、櫛ヶ浜の者が、相嶋山の材木を使って行うのが慣行であつた。宝永元年この社が破損したので、櫛ヶ浜の者が再建を準備し、材料の切り組も終わつたところに、突然、徳山から櫛ヶ浜側の再建が拒否された。この事件の顛末は、つぎの通りである。

「如何様の子細にて、左様仰せ付けられ候哉、彼弁才天の儀は往古より社領此方より仕置かれ候に付き、浦人私として相計り難き由、徳山へ段々詰めひらき仕り候えども、偏に（徳山三代藩主元次）御信仰遊ばさるとばかりにて、始終御承引成らせられざるに付き、御藏入御代官山縣六右衛門様（元禄一五年一月一宝

永二年二月花岡代官)へ逐一申し出候へば、彼方様仰

せられ様に、縦え理不尽の御仕懸けこれ有りとても、此節徳山との御せり相、御手元(給領主六戸家)にも

如何は敷く思し召さる事に候間、兎に角浦人内証にて落着仕り候様にと仰せらるに付て、是非なく、櫛浜に

切り組候社をば、浦恵比須勧請致し、市中の浦に立て置き候」(「地下上申」にも同主旨の記述あり)

板子一枚下は海、海の神弁才天を突然取り上げられた浦人の徳山に対する感情の爆発は想像に難くない。

特に清兵衛は、元禄初期の徳山二代藩主元賢・当職

神村将監時代、徳山領内相嶋奈切で一件、町中で二件

火事の際、大人数引き連れ消火に当たり、その都度徳

山から感謝状をもらっている。その内の一件に付いて

は、徳山から萩まで報告されているのであるが、徳山に対しそのような功績のあった清兵衛にとって、藩主が代わったとはいえ、この度の突然の仕打ちは心外であつたであろう。清兵衛は代官の勧告に従い、浦人を

鎮めた。万役山事件より約一〇年前のことであった。

(2) 御役御免を申し出た本当の理由

清兵衛は、理石衛門の書状のなかで「御役船等差し出申節、段々心遣苦勞仕り候へ共、左様の時分も御役人より褒美などもこれ無く云々」と訴えている。願書では辞職の理由を老足としているが、本当の理由は、待遇改善であつたと思われる。

なお、この問題は、この外の中野家文書にもしばしば出てくる事項があるので、「御役船の御用」については、其の由来、御用の範囲など、別章で述べることとする。

二 御役御免を果たした庄屋

中山六郎右衛門

前記、中野清兵衛の相役であった庄屋中山六郎右衛門は、庄屋役の経済的負担に耐え兼ね、御役御免を申し出た。清兵衛の前例を見てか、彼は、遠石八幡宮牛王賣命護符に起請文まで書いた。

起請文の効き目があつてか、願いは叶えられ、その

上、三尾（六戸家）御売山役人に雇われ、名字をも許された。

次に、その文書を掲げるが、庄屋中山家の文書が年寄中野家に残っているのは、庄屋が願書を差し出すに当たって、相役の年寄りにも写しを届けていたためであると考えられる。

解説は割愛して、読み下し文のみ掲げることとする

宝永五子（一七〇八）ノ九月に先庄屋小左衛門後役、私ニ仰せ付けられるに就、御請申し上げ、只今迄五ヶ年の間、異儀無く相勤め申し候。右の年数の間、殿様御廻国或は御上使様（幕府諸国巡察使）御通り、去夏より當正月迄は官人（朝鮮通信使）来聘の御用多く御座候え共、闕如御座無く候て、恐悦至極ニ存じ奉り候。

私業にいわし網仕出候。尤も方々走り回り、少の相場商い等仕り渡世申す所に、私網取り分け不猶に相い、勿論、御役目仰せ付けられ候已後は、他出相成らず、少しの商事等も得仕らず、内証一

入不勝手に相成り、迷惑仕り候。

その上、花岡（代官所）より昼夜に限らず、この状着き次第罷り出候様にと、一ヶ月には十度余も召し出され、この儀身に余り難儀に存じ奉り候。

此御方（代官）より自然に（もし）御急用と仰せ遣わされ候ても、品（場合）により御延引の御断り申し上げ候えば、聞召し分け遣わされ候間、苦

労と存じ奉り候儀御座無く候。

右の参りがかりに御座候間、近年内証疲に及び、その上、無勘（勘がにぶい）に罷り成り候て、物毎失念多く御座候て、御役相勤め難く存じ奉り候條、御慈悲を加えられ、庄屋役御差替え遣わされ候ばば、有り難く存じ奉る可く候。

私儀いまだ老極とも申し上げられざる年頃に御座候間、商人手代等仕り、いま一通り稼ぎ見申し度存じ奉り候。取り続き罷り居候已後は、相応の御用等仰せ付けられ遣わされ候様にと願い奉り候。此の為、御断り申し上げ候所如件。

右、偽り申し上げるに於ては、

元文五年（一七四〇）「地下上申」久米村記載石高
(櫛ヶ浜は、久米村の一部であった)

三 櫛ヶ浜浦の海上石と

海上御役目について

中野家文書には海上御役目の方が頻出する。この御役目は、浦人にとって誇りではあったが、多大な負担を強いるものでもあった。

(1) 海上石について

海上石は、その浦に与えられた一定範囲の漁業権に対する石高であって、受浦には石貫銀（銀一〇匁）と海上御役目が賦課された。

櫛ヶ浜浦海上石の推移

元和三年（二六一七）徳山藩始祖就隆分封時の石高
(後、宍戸給領地・会誌一七号拙稿参照)

(2) 漁業権（網代）域と

海上御役目の範囲

海上石	田畠石	合計
◎七三三石一斗三升	一五五石五斗一升四合	三一八石七斗四升四合

元和の浦浮役石をその俗海上石と見做しても、元文の海上石は一二石余の増加である。（増加年代不明）

右について、二件の史料がある。

☆ 享保元年（一七一六）中野家文書

海上石	田畠石	合計
◎六一石二升	二二六石四斗四升	三一七石八斗九升

より西ハ富海之八崎迄浦石之内ニテ御座候、依之、

浦屋敷石

◎七三三石一斗三升

海上石

一九九石四斗九升八合

田畠石

三一三石五斗九升七合

天保二三年（一八四二）「風土注進案」記載石高

海上石

◎七三三石一斗三升

田畠石

一五五石五斗一升四合

合計

三一八石七斗四升四合

海上の御役目、笠戸より三田尻龍の口まで、今以、先例ニ不差（たがわづ）相勤申候、

☆ 天保一三年「風土注進案」

海上漁場境之儀、東ハ徳山御領豊井冲墨岩より西ハ三田尻黒磯迄にて、それに対し先年より海上石七拾三石武斗三升請居、年々石貫銀を以上納仕、猶又海上御役目引請場所之儀ハ芸州境鎌刈之瀬戸より下ハ赤間関與次兵衛か瀬迄、公儀御役人様方御通船之節水夫御役目等相勤申候、

「地下上申」の海上石高は、「注進案」の石高と同石であるから、海上御役目の範囲も同じであつたと推測される。従つて、石高増加の年代も、享保元年から元文五年の間と推測される。

(3) 提供した役船及び舸子の数

☆ 元禄年間までに決められていた数

舸子三人乗りの船二〇艘

「地下上申」寛保元年（一七一四）の記録によれば、

横浜浦の船数は、回船二艘（御米船）・いさば二七艘

（商売船）・漁船四五艘（鮪漁船）である。従つて、役船は、回船を除くいさば・漁船の中から決められたものである。

尚、役船とは、引船・水船であるが、能き船・能き舸子・奇麗な水桶に能き水等と飯米の提供が要求された。（下蒲刈町資料による）

(4) 海上御役目の消長

御大名衆御通 享保年代山陽道整備に伴い陸路

萩藩主、宝曆元年（一七五一）
より陸路

朝鮮通信使上下 宝曆一四年、第一回目が最後
殿様御廻国

御上使様御通（幕府諸国順察使）寛永年間より

御役人上下

(5) 樽ヶ浜浦の費用の負担

海上御役目は、海上石に伴う義務であるが、自ずからその限度、例えば、提供する船及び舸子の人数・海

域の範囲等々があつたと思われるが、未だそれを知る史料は見あたらない。しかし乍ら、費用の負担が如何に大きかつたかを知る中野家文書があるので、その主要部分を掲げることにする。

この文書は、享保二年七月櫛ヶ浜浦役人が藩に対して、銀一五貫目の借入を申し入れた時のものである。

当浦近年打ち続く不漁故、地下以下の外痛み、海上の御役目は彌増に相成、其上、去春以来は浦中風症相煩い、多人数相果て、死残りの者ばかりにては公用相勤めの人柄も御座無く、時々仰せ掛けら候船役、雇人を以其節を遂げ奉り候、別して、去年（徳山藩改易）以来は、海上御役目多、万物高直故、雇人等壹人前三四拾日程宛雇い仕り、御間を合わせ申し候、浦困窮に相極、御役目相勤むべき方便御座無く候、（銀一貫目は一〇〇〇匁）

この願いは、一〇ヶ年の期限で叶えられた。

久米村内の一一小村に過ぎない櫛ヶ浜にとって、前記

の石高や提供した役船から見ると、御役目は相当過重であつたと思われる。

また、櫛ヶ浜には、毛利下松水軍の一方の船手頭相嶋仁右衛門の屋敷があった。これは、関ヶ原合戦後、毛利水軍は三田尻に移されたものの、相嶋組の勢力は櫛ヶ浜に残されたものであり、勢力の温存のために、それなりの海域が必要であったものと考えられる。

おわりに

古文書解説を志している者にとって、新しい文書の発見は大きな喜びであり、その解説に助力して頂ける同志のあることは更に嬉しいことである。

（平成一〇年九月一九日 例会発表）

参考文献

郷土史熊毛 くまげ郷土史会
山口県近世史研究要覧 石川卓美

(6) 櫛ヶ浜海上石の期限の考察